

飯田市公立認定こども園保育業務支援システム構築業務 仕様書

1. 事業の名称他

飯田市公立認定こども園保育業務支援システム構築業務

2. 事業の目的

本業務は、公立認定こども園への保育業務支援システム（以下「本システム」という。）の導入により、保育園利用者の利便性を向上させるとともに、保育士等の業務効率化による負担軽減を図り、保育業務に専念できる環境を構築することを目的とする。

また、新型コロナウイルス感染症等への対策として、登降園時の接触機会の削減を図るものである。

3. 事業の内容

- (1) システムの初期構築
- (2) 発注者の指定するタブレット端末・パソコンへの本システムの利用設定
(初回起動時の設定やネットワーク設定などは含まない)
- (3) 操作マニュアルの提供
- (4) 操作研修会の実施

4. 契約期間等

- (1) 契約締結日から令和5年3月24日までとする。
- (2) システムの本格運用開始予定は令和5年4月1日とする。

5. 対象施設

令和4年度に導入を予定している施設の概要等（令和4年9月1日現在）は以下のとおり。

なお、導入効果を検証し、次年度以降、順次公立認定こども園へ本システムの運用を拡大する予定である。（初年度：公立認定こども園16園中、5園導入）

施設名	定員	在園児数	職員数	端末数（予定）
保育所型認定こども園 下久堅保育園	90人	67人	18人	5台
保育所型認定こども園 龍江保育園	80人	57人	17人	4台
保育所型認定こども園 中村保育園	90人	71人	22人	4台

保育所型認定こども園 殿岡保育園	90	70	23 人	4 台
保育所型認定こども園 鼎みつば保育園	150	117	41 人	5 台

*職員数：短時間パート職員含む。

6. システムの内容

(1) 概要

- ① 複数の地方公共団体において公立保育所等への導入実績があり、現在も利用されていること。
- ② クラウドサービスで提案すること。（発注者の庁舎内等にサーバー機器は設置しない）
- ③ サーバーのストレージ容量などは少なくとも5年間の利用に対応できるものとする。
- ④ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るASPサービスの形態で提供すること。
- ⑤ 個人情報を利用端末側には保持せず、クラウド側にて保持すること。
- ⑥ 本システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。
- ⑦ 次年度以降に予定している対象施設拡大に柔軟に対応できること。

(2) 機器類等

- ① システム接続用の機器は、当市で別途調達するノートパソコン又はタブレット端末の利用を想定すること。なお、調達予定の機器は以下のとおりとする。

【ノートパソコン】

OS：Windows10 Pro
CPU：Intel Core i3 / 8GB 以上
メモリ：SSD 128GB 以上
ブラウザ：Microsoft Edge

【タブレット】

OS：Windows10 Pro
CPU：A12x Bionic チップ / M12 コプロセッサ と同等以上
ブラウザ：Microsoft Edge

- ② 各機器からシステムを利用するにあたっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ（Microsoft Edge 等）による利用とすること。
- ③ 登降園管理に使用するQRコードリーダーについては、当市で別途調達する。

(3) ネットワーク

- ① 各公立認定こども園及び子育て支援課、保護者が利用する機能はインターネットを経由して利用できること。

- ② インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- ③ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

(4) セキュリティ

- ① アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- ② 本システムと利用者（各施設及び保護者）間の通信は SSL/TSL による暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- ③ 職員の職責や担当クラスに応じた照会権限や更新権限の制限等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- ④ 保護者が利用する機能は、各公立認定こども園が発行するユーザ以外は利用不可とし、ユーザであっても、所属する公立認定こども園で取り扱っている情報及び自身の子供の情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。
- ⑤ グローバル IP アドレスの制限等により、指定したネットワークまたは端末以外からシステムへのアクセスを制限できること。（保護者向け機能を除く。）
- ⑥ 本システムを管理するデータセンターは、JDCC（日本データセンター協会）のデータセンターファシリティスタンダード Tier3 相当以上の要件を満たしていること。
- ⑦ 本システムを管理するクラウド基盤（クラウドサービス）が「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録されていること。

(5) 機能要件

別紙「機能要件調査票」に沿った機能を提供できること。

(6) その他

- ① 管理するデータが消失しないよう、サーバーのバックアップを 1 日 1 回以上のバックアップを取得し、7 世代以上保持すること。
- ② 取得したバックアップは稼働中のシステムおよびデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。
- ③ ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ④ 特定の権限を有するシステム管理者（子育て支援課）専用のアカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ⑤ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加の料金が発生しないこと。

- ⑥ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

7. システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ① 契約後、1週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。
- ② 運用を開始するに当たり、当市で実施する設定作業（園の基本情報等の登録）の支援を適宜行うこと。
- ③ 導入担当者を定め、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始前に操作マニュアルを作成し、提出すること。
- ② 操作マニュアルは、電子データ一式を提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、情報リテラシーの低い者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(3) 操作研修

- ① 研修は提案システムに精通した講師が行うこと。
- ② システム導入時に、少なくともシステム利用者向け研修を各園1回、システム管理者向け研修を1回実施すること。

8. システム導入後における保守の取扱い

(1) 運用時間

通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、その限りでない。

(2) ヘルプデスク

- ① 職員向けの操作等の問い合わせ窓口として、ヘルプデスクを設置すること。

- ② 職員向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また、問い合わせ時間は、原則、平日の午前9時から午後5時まで対応が可能であること。
- ③ 電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。
- ④ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑤ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24時間受付すること。

(3) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに当市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(4) システム保守

- ① システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的を実施すること。
- ② クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- ③ 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。
- ④ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(5) アクセス監視

本システムのアクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに当市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項、及び本仕様書に記載のない事項であっても本業務を遂行するために必要な事項は、全て実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、当市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態(契約不適合)が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

- (5) 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている当市に係るデータを完全に消去すること。ただし、データを消去する前に、市が必要とするデータの提供を行うこと。
- (6) 受託者は、当市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (7) 受託者は、当市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報の保護に努めること。
- (8) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。